

- (3) 段位剥奪
- (4) 会員資格停止
- (5) 役職、段位の降格
- (6) 戒告
- (7) 注意

(倫理懲戒委員会)

- 第21条 (1)会長は、疑われる事案について本会で処分が必要と認める場合には倫理懲戒委員会を設置する。
- (2) 倫理懲戒委員会の委員は本会の役員又は学識経験者で構成し、若干名とする。
- (3) 倫理懲戒委員会は、会長から当該事案の調査の指示を受け、審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
- (4) 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

- 第22条 会長は、倫理懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。
- (1) 役員（部長以上の役職者）に対する処分
 - (2) 1年を超える会員資格停止処分又は除名処分

(復権)

- 第23条 処分確定後一定期間を経た場合に、処分を受けた者に十分な改悛の情がみられるときは、倫理懲戒委員会は、処分の取消し又は軽減（以下、「復権」という）を、会長に提案することができる。
- 復権は、理事会の承認をもって決定とする。

(業務の改善の求め)

- 第24条 会長は、加盟団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

(附則)

本規定の改廃は理事会において行う。

- (1) この規程は平成29年4月1日から施行する。